

峰崎直樹君 五月十二日に開催されました参議院本会議で、日本社会党・護憲民主連合を代表して質問させていただきました。その際、答弁をいただいたわけですが、さらに委員会で監査制度改正を中心にしながら質問させていただきたいと思うわけであり

ます。

まずその前に、こういう機会でないとなかなか後藤田法務大臣からお伺いできないことも聞いておきたいなというふうに思うわけでございます。

それは、今回の商法改正の内容とも絡む企業犯罪が非常に多発をされていて、それと絡めて現在政治改革を求める声が大変大きいわけでございます。政治家とお金にまつわる不祥事の問題、これをどのように根絶するかという問題は待ったなしの状況だと思っておるわけでございます。現在、衆議院の政治改革特別委員会で論議をされているわけですが、ちまたでは政治腐敗防止法案だけを先に出せとかいろいろ言われているわけですが、こういった点についての大臣の考え方について、何らかの対応といたしますか、考え方がもしあればお聞かせ願いたいなと思うわけでございます。

ただ私は、実は法務大臣に特にお聞きしてみたいなと思っているのは、今の政治改革論議の中で、どうも日本だけの問題じゃなくて国際的な広がりを持った、非常に最近の政治腐敗というのは広がっているのではないか。

イタリアでは、今、アマート政権がこの政治腐敗の問題をめぐって、アンドレオッチ元首相の逮捕すらうわさされるような、そういう状況に至っているわけです。どうもイタリアの状況も調べてみますと、例えばミラノでは公共事業の種類ごとにわいる率が決まっています、そのプールされたわいるをキリスト教民主党あるいは社会党、共産党、今は共産党とは言っていないですが、この三大政党を中心に分配する共通のルールができていたとか、そういうような事態まで実は聞かされて、よくよく調べてみますと、そこでは議員は議会で官僚の政策を支持するかわりに官僚は議員や彼の選挙区に便宜を供与する、こういう関係ができ上がっているという、何かどこかの国とほぼ似ているような構造ができ上がっているように思うわけでございます。

そういう意味で、長い間官僚の世界におられ、そして現在は政治家として、そして法務大臣とし

て、さらに自民党の中でも大きな力を持っておられる大臣として、このような選挙制度改革を含めて改革をすることについては私も賛成なんです、どうもそうではなくて、何か国際的にもこういう問題が起きてきている背景には、議員あるいは議会と政党といたしますか、それと官僚機構との間の中に非常にえも言われぬ関係ができ上がっているんじゃないか。ついてはそれはどうも、すべてそうだとおっしゃるに言い切れないイギリスなんかの例がありますが、議院内閣制度というものにまつわって非常にこの政治腐敗という問題が構造的に起きてきているような気がしてならないんですが、こういった点の感想がもしあ

れば、ちょっと商法改正とはいささか趣は異にするんですが、お聞きしておきたいなと思います。

国務大臣（後藤田正晴君） 政治改革、それによる腐敗の防止、こういう点につきましては今衆議院で御承知のように議員立法といったようなことで各党からの御意見があって審議のさなかでございますので、政府の一員として今ここでとかくのお答えをすることは立场上控えなきゃならない事情にあるんだということはひとつ御理解をまずは賜っておきたい、こう思います。

ただ私は、こういった腐敗現象というのは権力に伴う、避けがたいとでもいいますか、いずこの国でも起こりがちな問題であろうと思いますけれども、やはりそれぞれの国の国民性あるいは政治土壌あるいは社会慣行、こういったいろんな要素が複雑に絡み合っているわけですから一概に一律の、あの国で成功したから日本でもやれば成功するとか、そういったような問題ではないのではないかと。やはり日本は日本なりの国民的な慣習、あるいはまた政治土壌、政治土壌といえばやはり私は議会制の民主主義ということを考えますと、健全な野党がまずは存在するという、そして時に政権の交代がある、そういった建設的な与野党間の緊張感のある政治のシステムというもの、これが日本の場合には残念ながら欠けておるのではないかと、こういったことが基本に横たわっておるのではないかなと。

これを是正するためには、言うまでもありませんが、政治に携わる者、そしてまたそれぞれの政党、与党と言わず野党と言わず、私はやはりこういった状況に対して真剣に、政治の倫理観とでもいいますか、道義観とでもいいますか、これを基本にして出発しなきゃならぬということはこれはもう当然の話ですね。しかし、それを前提としても、やはり権力をめぐる厳しい政治の争いというものはそういう性格ですから、それだけにシステムそのものにメスを入れぬ限りは私はなかなか言うべくして成果は上がらぬのではないかなと、こう考えるわけでございます。

そういったようなことから政治改革ということは、私は実は、五五年体制で客観情勢が内外とも変わってきたわけでございますから、この体制がどうやら作動しにくくなってきているのが現状だと思います。ならばこの五五年体制というものをこの際一度見直して新しい情勢に対応するような政治システム、これをつくらなきゃならない時期が来ているのではないかなと。

それがためにどうするかということになると、私はやはり改革の切り口とでもいいますか、今回の改革論議は三、四年前の例のリクルートの問題に端を發しておりますね。これは政治と金にまつわる問題ですから、ならばその面をどう一体切り開いたらいいんだと。さらにさかのぼって、それじゃなぜ一体こんなに政治に金がかかるんだといったようなことを考えなきゃならないなと。そうなれば、選挙制度のあり方、あるいは選挙に伴うお金の問題、あるいは絶えざる集票活動を政治活動という名のもとに行わなきゃならない、そ

の政治活動の経費の問題、このような政治資金のあり方。さらにはまた国会全体の運営の問題も私は影響しているのではないかなと。あるいはまた、政治を運営していくには実際は各政党の存在が前提です、議会制民主主義ですから。ならば、その政党それ自身の中に潜在してあるもろもろの私は改革しなきゃならない弊害が相当たまっておるのではないかなと思いますね。そうすると、それぞれの政党の改革の問題があるでしょうと。

さらには、このように長い長期政権が続きますとどうしても官僚と政治家との、殊にまた時の政治権力を掌握しておる政党との、何と申しますか、癒着とでも申しますかね、さらにまたそれに国民各界のいろんな利害関係というものも結びついてきておると。そこに起きてきておるのは陳情行政ということが端的に言えばある。ならば、それはやはり権力の中央集権的な、この集中しておる権力の地方への分散とでも申しますかね、地方分権です、そういったような問題、もろもろの問題が私は山積してきていると思うんです。それにどこからメスを入れるかということですね。

それを考えますと、いろんな立場の人で御意見違うんだけど、私はやっぱりまずはこの選挙制度から改正する、そしてできるだけ選挙に金のかからないようにするということ。しかし、そうは言っても金がかかることも事実ですから、ならば、透明度と申しますかね、そののできる限りはっきりした政治資金のあり方の問題といったようなところから切り込んでいって、そうするならば政治の抜本改革という政治のシステムそのものが結果として私はだんだん改まっていくのではないかなと。

何か書生論議をここでお答えしているようで大変恐縮なんですけれども、私はもう今日そこまで事態が来ておるのではないかな、もう後はないのではないかな、こういうような危機感を持ってお互いがこの際立ち上がらなければならぬ時期ではないのかな、かように考えておるのが私の率直な考えでございますが、これはあくまで一人の政治家としての私の意見でございます大臣の意見ではございませんのでその点はひとつ御理解をしておいていただきたいと、こう思います。

峰崎直樹君 どうもありがとうございました。

まだ改革は恐らく、今のお話を聞いて私も同感なんです、もうどんなところからでも手をつけて国民の信頼を回復しなきゃいけないなと思っております。今回の商法改正の監査役制度というのは何か非常にそれとよく似ているなどという感じがしてならないわけでございます、後でまたその点は触れたいと思います。

さきの一般質問の際に、私、次のように質問いたしました。

平成二年の改正では取り上げないこととされた計算書類の登記所における公開制度や中規模会社の計算書類の適正担保の制度、会計調査人制度こそ今回の改正案に含める努力をすべきだったと思っておりますが、なぜ今回の改正案に含めなかったのか明らかにしてもらいたい、こういう質問をしたわけでございますが、その答弁で大臣の方からは、公開は重要だ、現在検討中である、いまだ不一致のものがあると、こういうふうに答弁をされたわけでござ

ざいます。

これ、どこが一致していない、どういう意見が違っているのか、その点を簡潔にお答え
願いたいと思います。

政府委員（清水湛君） 御指摘のように、この会社の計算の公開という問題は、会社が
有限責任であるということの以上非常に重要な問題でございまして、商法上も会社の決算
については、新聞に公告をなさないと、官報、新聞に公告をせよということになっている
わけでございます。

ところが、現在百三十万社、小さな会社までを含めまして百三十万社の株式会社がある
わけでございますが、私どもの推計ではきちっと法律の規定に従って決算公告をしている
会社は二万には満たない、一万数千社にいくかどうかという状況だろうと思います。そう
いうようなことから、従来から中小会社、そういう決算公告をきちんと官報、新聞等にや
っております会社とは別に、中小会社の計算の適正を担保するためにどうしたらいいかと
いうことがもうかなり前から議論されていたわけでございます。

その一つの案といたしまして、中小会社、これをどこまで切るかということが一つの
大問題でござ

いますが、資本金三千万円以上の会社、それにいろんな附帯の条件はありますけれども、
そういうような会社、数としては約二十万社前後ということになるだろうと思いますけれども、
そういうような会社につきましては、貸借対照表、損益計算書、監査報告書を商業登記所
に提出していただいて、商業登記所で公開をするというようなことにしたらどうか、こう
いうことがございまして、実は法制審議会でも平成二年の商法改正の際にそういうような
制度の実現を図るべきであるというような提議がされたわけでございます。

しかしながら、関係方面との意見調整の過程で、同時に平成二年の商法改正というのは
最低資本金制度を導入するという非常に大きな眼目がございましたために、これに
つきましては何とか調整ができましたけれども、その会計書類の商業登記所における公開
につきましては関係方面との協議が整うに至らなかったということでございます。

幾つかの問題があるわけございまして、一つには、三千万以上ということになります
と二十数万社の株式会社ということになるわけございまして、これらの会社の中には
堂々と商業登記所に出す計算書類も税務署に出す計算書類も同じであるからちっとも困ら
ないというような会社もあるわけでございますけれども、中にはやはり商業登記所に対す
る公開はこれは応ずることができないという中小企業団体からの猛烈な反対というものも
一つございました。

それからもう一つは、商業登記所において公開する以上権威があるものでなければなら
ない、会社がつくったものをそのまま公開するというのでは意味がない、そのためにはや
はり専門家が事前にそれをチェックするというようなシステムが必要であるということ
考えられましたのが会計調査人という制度でございまして、御承知のように、商法特例法に

よりまして、資本金五億円以上の会社あるいは負債総額二百億円以上の会社につきましては、いわゆる外部監査といたしまして公認会計士あるいは監査法人の監査が義務づけられているわけでございます。これに該当する会社が約八千社ということになるわけでございますが、これは公認会計士中心で監査をいたしております。

ところが、二十万社ということになりますと、だれが一体じゃ会計の専門家としてそういった書類をチェックするのかということが問題になるわけございまして、公認会計士の数が現在一万数千名、税理士の数が五万ないし六万名ということになっているわけございまして、そういった例えば税理士さんにもそういうような会計調査人としての資格を与えるのが適当かどうか、こういうようなことがその次の問題として出てまいるわけございまして。少なくとも税務調査ではなくて会計、会社の計算が適正であるかどうかというのは監査という概念でございまして、監査ということになりますと、それはやはり専門家である公認会計士ではないかというような議論も当然出てくるわけございまして。

したがって、この二十万社という資本金三千万円以上という基準が適当であるかどうかという問題とあわせて、じゃ会計調査人としてどういった人たちをそこに持ち込むのが適当であるかというようなことにその次の問題が出てまいるわけございまして。そういうようなことにつきまして、中小企業の団体あるいは会計調査人としての資格があると主張する各種の団体等との関係におきまして十分なまだ了解が得られていないというふうに思っているわけございまして。

私どもといたしましては、諸外国では、ヨーロッパの諸国すべてそうなんですけれども、会社の計算書類は登記所に提出されておりました、登記所でだれでも見られるということに現実になっているというのが実態でございます。また、いろんな諸外国との関係から見ましても、企業の計算のディスクロージャーということは非常に重要な問題になっておりますので、何とかこの商業登記所における計算書類の公開というものは実現をいたしたいということで努力をしているわけございまして、何分にも、具体的にそういう公示をしなければならぬ中小企業のグループ、あるいは会計調査人にだれが適当かというような根本的な問題をめぐりまして、まだ議論が成熟をしていないという状況でございます。そういう意味で先般の大臣答弁になった次第でございます。

峰崎直樹君 時間が非常に切迫していますので答弁の方も少し簡潔にお願いしたいなと思っております。

実は監査役制度の問題にちょっと入っていきたいと思うんですが、昨年十月に発覚いたしましたイトーヨーカ堂事件というのは私たちも本当にびっくりしたわけございまして。現職の常勤監査役が株主総会を平穩に乗り切った謝礼ということで総会屋に昨年だけでたしか二千七百万、八年間の累計で約二億円という大変多額な現金を渡して、しかもこれは本来それをチェックしなきゃいけない監査役がみずから裏金をつくって総会屋へ利益供与をしていたということで大変なショックを受けたわけございまして。あるいは先ほど

大脇委員の方からの質問がありました一昨年の証券会社のいわゆる顧客に対する損失補てんの問題、一連の証券不祥事などを見ても、本当に監査役というのはこれは役割を果たしているのかなと。

監査役制度の歴史をちょっと振り返ってみますと、昭和四十九年に大変大きな改正がなされた。しかし、これは聞きますと、山陽特殊製鋼の倒産問題、粉飾決算があったということで、そのことを契機にして大変大きな改正がなされた。そして昭和五十六年、恐らくその前のロッキード事件の問題だとかいろいろあったんでしょう。そして平成二年、そして今回、商法改正のたびごとに監査役の地位の法的な強化というのは進めてこられたんですけども、なぜその期待された機能が発揮できないんだろうかな、これはもう多くの人たちが疑問に思っているわけなんです。

実は時間の関係で後でお話ししようかと思ったんですが、東洋経済の体系経済学辞典というものを引っ張り出して、株式会社というのは一体何だろうかなということをもそも尋ねてみようということでちょっとその第六版を調べてみて、いろいろずっと株式会社について記載された最後にこう書いてあるんです。これ、藻利重隆さんという一橋の会計学がなんかの専門家、私も教わったことがあるんですけども、「なお、わが国の場合には、取締役の職務執行の監査のために監査役が株主総会によって選任されることになっているが、この監査役制度は、実質的には無意味に近い。」、「無意味に近い。」と。

この東洋経済の体系経済学辞典第六版、一九八四年がこの第六版の改訂期ですから平成二年の改正は当たっていないのかもしれませんが、しかし、「無意味に近い。」と言われているほど株式会社の中でこの監査役制度というのは機能していない。いろいろ改正しているんだけど、「無意味に近い。」と言われている。

こちら辺、大臣、一体なぜこうなっているのかということについて御所見あれば言っていたきたいんです。

政府委員（清水湛君） まさに御指摘のような点があるということは私どもも承知いたしております。

四十九年改正、御承知のように山陽特殊鋼を初めとする企業の大型倒産、これはすべて粉飾決算が原因となっている、こういうことから、昭和二十五年改正で取締役会制度がつくられるかわりに一たん監査役の権限は縮小されたんですけども、再び監査役の権限を拡大強化して、しかも会計監査人という公認会計士あるいは監査法人による外部監査を大会社に強制する、こういう形で監査役の権限を大幅に強化しました。

しかしながら、その後ロッキード事件、グラマン事件等が起こりまして国会でもいろんな議論が出てまいりました。四十九年改正の議論を踏まえまして私ども会社法の根本的な見直し作業を進めていたわけですが、そういうような問題も起こったということからさらに監査役の権限を強化する、こういうような措置を講じたのが五十六年改正でございます。例えば五十六年改正では、監査役がみずから取締役会を招集する

ことができるというような非常に強い権限も監査役に与えました。そういう意味で法的なシステムとしての監査役の権限も強化され、また責任も重くなりました。

今回また監査役の権限の強化を図っているわけですが、いろいろと監査役の現実の業務に当たっている皆様方の意見を聞いてみますと、権限は非常に強いけれどもそれが非常に行使しにくい、だから行使しやすいシステムをつくってほしいというような要望が非常に強かったものでございますから、それならば権限を与えるだけではなく権限も行使しやすいようなシステムをつくったらどうかということで今回の改正に実はなっているわけでありませう。

しかしながら、商法というのは基本的にはそういった会社が適法な営業活動をしていくためのシステムをつくる、違法な行為をする場合にはそれをチェックするようなシステムをつくるという、そういうシステムが不十分であるとうまく機能しないということもあるものですから、そういう意味での機能づくりと申しますか、システムづくりをするというのが商法でございまして、そういう商法に基づいて日常的に企業活動をするのは、これは具体的にそういう取締役会の立場にある人であり、あるいはそういうものをチェックする監査役の立場にある具体的な人であろうというふうに思うわけでございます。

私どもといたしましては、少なくとも制度の面からそういうものが十分にされないということになっては困るということから、制度は完璧なものにする、あとはそういう制度を運用する人の心構えと申しますか、企業が本当にそういう制度にふさわしい人を取締役なり監査役に選んで適切にその権限を行使していただくということがやっぱり大事ではないかと。

私ども学生時代に、商法は組織法であると、しかし企業行動法というのは商法とは別な分野の問題であるというようなことを指摘されたことがあるわけですが、先ほど御指摘のような某会社で監査役が先頭になって不正行為をするというようなことはまことに論外なことであり、これは問題外だと思えますけれども、しかし例えば四十九年改正を契機といたしまして、ほぼ一流の大手会社を網羅しました監査役さんの団体である日本監査役協会というようなものがつくられまして、いかに実効性ある監査をしていくかということ非常に熱心に研究されており、そのような研究成果が私どもとしては徐々にあらわれてきておると。ある会社では、監査役のもとに相当数のスタッフをそろえて常時会社の業務内容をチェックしているというような現実の会社も出てきているわけございまして、徐々にということになるのかもしれませんが、それなりの効果は私どもは上がっているのではないかと。

今回の権限を行使しやすくするというような制度によりまして、さらに有効な方策というか、効果が期待できるのではないかとというふうに実は考えているわけでございます。

峰崎直樹君 制度的に起きないように全力を挙げているというお話だったんですけども、私はどうもこの制度改正でも根本的なところは恐らく直ってないなというふうに思い

ます。それはまた後で申し上げたいというふうに思うんです。

この改正が出されている大きな背景の一つは日米構造協議の問題があると思うんですね。私どもいろんな資料を読んでもそういうことになっている。そうすると、アメリカあるいは欧米の監査システムと申しますか、企業内監査と日本の監査の仕組みというものはどうもかなり根本的に違っているんじゃないか。仕組みを何か一見すると、今度監査役会制度が設けられるということになるとドイツのものに近いのかなと思ったりもするんです。思ったりもするんですが、しかしドイツの監査役会制度というのはそのもとで取締役会、経営執行部が人選をしたりする人事権を持っている。

しかし、日本の監査役制度の流れをずっと見ていて、一番肝心のポイントである監査役というものをだれが選出するのか、それは形式的には株主総会ですよ。それはそうだろうと思うんです。しかし、株主総会というのはこれだけ大衆的な大型の大企業なんかになりますと、とてもとても株主総会というものが機能を果たしているとは思えないんです。

ちなみに来月、六月二十九日ですが、一斉に株主総会が開かれる。しかも昨年よりも一斉に開く会社がふえているというようなことがあるんですね。これは諸外国の人たちから見るととんでもない話だと、株主総会に出ていろいろ言いたいのに言えないじゃないかというようなまた弊害をもたらしているようです。これはまあ別の問題でありますけれども、しかしどうも日本の株式会社の仕組みというものを考えたときに、さっき私、株式会社というのをなぜ辞典で引いたかということ、株式会社って何だろうなということ考えたときに、それは株主の利益のために実は企業というのは存在するのであると。

ところが、どうも日本の場合には、先ほどの人事権との絡みもあるのでありますが、どうも経営者を含めた従業員のための会社になっているんじゃないのか。それは私は悪いかいいとかいう価値判断を言っているんじゃないんです。ある意味では日本のもしかしたら先ほどの政治風土の問題でと言うと、日本の社会のある程度すぐれたところなのかなとも思ったりする、評価をされる面もあると思っております。

しかし、一番大切な株式会社とは何ぞやといったときに、株主の利益をチェックすることだというそのチェックの機構が十分機能しないということであれば、ちょうどあたかも日本の政治と同じですね。自由民主党の政治が長続きしている。まあ社会党がだらしないからだと、先ほども五五年体制の一方の対抗馬が力が弱いからだということで大変我々も残念な思いをしているわけです。私も新人ですが、これから頑張りたいと思います。ちょっと今の政治の話は余計でありましたけれども、しかし株式会社の実態を見ても、そのチェック機能というものが一向に働いておらぬ。

御存じのように、企業内監査の仕組みというのは、本来取締役会も経営者を取り締まらなきゃいけない。ところが、取り締まらなきゃいけない人に実は人選をされて取締役になっているとか、監査役の場合も同じような状況が続いているわけなんです。そこにメスを入れなさいというのが日米構造協議のアメリカ側の主張だったんじゃないでしょうか。

そのことに対して今回の改正は本当に十分こたえているのだろうか。私はどうも肝心な

ところが、すなわち企業経営をきちんと株主の利益の立場に立って監査をしなさいというポイントは外れているんじゃないのかと。法務省の立場からすれば、商法というのは会計監査人が制度的にきちんと監査できるような仕組みを考えていますと言うけれども、その一番肝心なところのチェックをするところにはメスを入れられていないんじゃないのか、そういうふうに私は改正案の内容を読み取ったんですが、その点についていかがでしょうか。

政府委員（清水湛君） 会社というものをどういうふうにか考えるかということ、アメリカにおける会社のあり方、あるいは日本における会社のあり方、あるいはその他の諸外国における会社のあり方というようなものについては、御指摘のようにいろんな見方がありますし、御指摘のような議論も十分にされているというふうに私は思います。

しかし、それぞれの歴史とか文化、伝統があるわけでありますから、外国の制度がこうであるから日本もそうであるべきだということには直ちにはならないのかもしれませんが、しかし例えば私どもが日米構造協議でアメリカ側と直接議論をしてつくづく感じますのは、アメリカにおきましては株主による会社のコントロールというのが非常に強いということでございます。私どもはそれに対しまして、実は日本では監査役という制度があるんだと、監査役が株主にかわって会社のチェックをするということになっているから、それで特に株主、プロパーに強い権利を必ずしも認めるといふことが必要ではないというようなことを申し上げたこともございます。アメリカには監査役という制度はございません。取締役会がございまして、取締役会が同時に監査役的な仕事もするというようになっております。

しかしながら、株主の直接コントロールというものも非常に強くて、今回の例えば改正案でお願いしております代表訴訟という制度、株主が会社にかわって取締役の責任を追及するという制度があるわけでございますが、アメリカではこれが非常に利用されていると。これが逆に言うと取締役に対して大変なある意味においては脅威になっておるといふような実情があるというふうに指摘されているわけでございます。

そういうような会社の違いというものがあるわけでございますけれども、私どもといたしましては、そういうようなアメリカの実情等をも踏まえて、結局企業が同時に株主、この株主は出資者でございますから出資者に対して一定の利益を保障するために行動するということは当然大事であると同時に、一方では会社を支えるのは従業員でございますから従業員の利益もまた適正に保持しなければならない。さらに、企業が生産したものが社会に流通するわけでありますから一般の国民に対して迷惑をかけるような行為があってはならない、そういう会社の本来の存在のあり方というものを適正に保持していくためにはどうしたらいいかという我が国の会社法の歴史とかそういうものを踏まえてやっぱり対応していかなきゃならない、こういうふうに実は思うわけでございます。

アメリカ側の問題とか、日米構造協議でこう言われたからこう改正するということでは

ございませんけれども、やはり共通の問題としてアメリカ側にも日本側にも同じような問題があるということは実感しているところでございます。

そういうような状況の中で、今回の改正が果たして十分であるかどうかいろんな議論はあるところかと思えますけれども、私どもといたしましては、代表訴訟制度あるいは監査役会制度の導入あるいは社外監査役制度の導入というようなものを一体的にとらえまして、会社の業務の適正化というものについてかなり有効な手段になり得るのではないかというふうに思っているわけでございます。

峰崎直樹君 アメリカでは株主のコントロールが非常にきいている。先ほど言われたように、いわゆる取締役会の中で監査をしているということ。それに対して日本で監査役というのがそれに該当するからそこに、アメリカで言えば社外取締役という、聞くところによるとゼネラル・モーターズですか、社外取締役が非常な力を発揮してとうとう会長さんをやめさせちゃったというような、そういう出来事も最近あったように聞いているわけですから、なるほどすごいなと思っているんです。

さて、日本でも同じように監査制度があるからこの監査役に社外から入れれば、ではアメリカと同じような仕組みになるのか。私はどうもならないのではないかという気がしてならない。

ここだけはポイントを外したら困りますということは、今、局長の答弁になかったんですけれども、それは何かといいますと、監査役の地位の安定あるいは独立性を本当に考えるためには、監査役を選任する人事権の問題、これをやっぱり見直さない限り実はどうにもならないんじゃないかなという気がする。中には大変な実力者が監査役に移行されて、社長さんにずけずけ物を言うとかきちっと監査をしているというような、そういう監査役もいらっしゃるだろうと思うんです。思うんですが、一般的にはそうっていない。実質的に人事権を掌握しているのはいわゆる経営側のトップの方なんです。職務に忠実な監査役がおられれば、取締役の不正をただそうとしたら再任は望めなくなる。

その意味で、私は逆に監査役の人事権の問題について、監査役会が今度できるわけですから、個々の監査役もしくは監査役会に人事権といいますか、次の監査役はだれだれにいたしますという人事権を移すというような根本的な監査役制度の改正というものが求められるんじゃないだろうかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

政府委員（清水湛君） 現行法については、これは十分にもう先生既に御承知のことですからくどくどしくは申し上げませんが、結局現在は監査役を選任議案につきましては、取締役会で候補者を決定しまして、その候補者について株主総会で決議をする、こういう仕組みになっているわけでございます。

問題は、それが監査役の意向というか、本当にふさわしい監査役を選ぶというのではなくて代表取締役の意に沿うような監査役を実際問題としては取締役会で候補者として選ん

でしまう、こういうことになっているのではないかというような御指摘であるわけでございますけれども、確かにそうではないかと思われるような現象もあるということは私どもは十分に承知しているわけでございます。

ただ、法律的な制度といたしましては、監査役の独立性を確保する手段といたしまして、この監査役の意見を反映させるために監査役が取締役会に出席して監査役の選任議案等について意見を述べるということもできますし、もしそれが取締役会で監査役の意に反する形での選任議案というものが出されたということになりますと、株主総会において監査役の選任等について監査役はみずから意見を述べるというようなことができるように法律上はなっているわけでございます。このように監査役の地位にある者の意見が将来の監査役の選任について十分反映されるようなシステムというものは現にあるわけございまして、問題はそういう制度を今の監査役が十分に使えるようにするというところだろと思うのであります。

今回、大会社について監査役会というような制度を導入いたしましたけれども、これも一つには、個々の監査役の意見ということになりますとなかなか遠慮が出てくるというものがあるであろうと。しかし、監査役会、合議体としての意見であるということになりますと、それなりの強い主張も可能になるということもございましょうし、あるいは社外監査役につきましても、それだけが独立して権限を行使するということになるとあるいは問題かもしれませんが、監査役会の構成メンバーとしていろんな立場から意見を述べることができるということになりますと、それもまた非常に他の監査役に対していい影響を及ぼすということも考えられるわけでございます。

したがって、現在のように基本的にはやはり取締役会で候補者を決定するという仕組みは現状においては維持すべきではないかというふうに思うわけでございます。ただ、将来の問題として、先生御指摘のような監査役の選任議案の候補者は別に例えば監査役会等で決めるというようなことにしたらどうかというようなこともそれは考えられる問題だとは思いますが、現状ではまだとてもそこまではいってはいないのではないかと。今回の改正法で監査役会というものがつくられまして、これがどういうふうに現実に機能して効果を発揮していくかということについて私どもとしては関心を持って眺めてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

峰崎直樹君 もう余り時間もなくなってきました。たくさんお聞きしたいことはあるんですが、どうもやっぱり肝心なところで、監査役の人事権の問題を含めて一歩踏み込めないものかなということをお自身はつくづく感じるわけです。

ただし、監査役を監査役会まで持ってきた。これは実は法務省の言う従来の見解、たしかこれは五十六年ですか、寺田熊雄先輩、私どもの先輩が監査役会制度を設けたちどうだということに対して、いやそれは設けるに及ばないんだ、必要ないんだということを答弁されているんですが、これはなぜ今回はそういう答弁が変わったんでしょうか。

政府委員（清水湛君） 先ほど御説明申しました

ように、四十九年改正で監査役の権限は非常に強化されました。ところが、その後やはり企業の不祥事等が依然として絶えないということで、五十六年にさらに監査役の制度の充実強化を図るという改正をいたしたわけでございます。その際、監査役の人数を大会社につきましては二人以上、それまで商法は監査役は一人以上ということになっていたのですが、二人以上というふうにまず人数をふやす改正をお願いいたしたという経過がございます。

それから、それまでの監査役の観念といたしましては、一種のこれは独任制の機関でございます。監査役個人の名において直接に権限を行使するというような考え方でございましたので、監査役会というような組織的なものを監査制度の中に持ち込むということのためには相当詰めた議論をする必要があるというようなこともあったかと思えます。それと同時に、三人以上でないとやっぱり会というものは構成できないということが一つの理由でございます。今回、大会社については三人以上お願いをするということになりましたので監査役会というものもスムーズに出ましたし、監査役の独自の権限との調整も十分に工夫をいたしておる、こういうことになるわけでございます。

峰崎直樹君 実はその質問をしたのは、監査役会制度に大会社が移行したと、そうすると取締役会とこの二つを将来的に、つまり従来個々の独任制の監査役から監査役会という一つの仕組みに持っていった、これを将来的にいわゆる二つの両輪として発展をさせていこう、こういう観点が実はあるのじゃないのかなと。しかもそこに社外監査役制度を入れられるということで、これの展開いかんによっては日本においてもきちんとしたチェック機構を持てるのかな、そのためには人事権のところできちんとしなきゃいけないんじゃないのかな、そういう将来展望の問題についてちょっと実は聞きたかったわけです。それはもう時間ございませんので先に進めたいと思います。

そこでちょっとお聞きしたいわけですが、社外監査役を今回設けられるということについて、大会社については三人以上のうち一人以上は社外監査役ということになるわけですが、その際、この社外監査役と言われている者の資格は、純粹に社外じゃなくて就任前五カ年間会社またはその子会社の取締役または使用人でなかった者、こういうふうにして理由、さらにはその五年間というのは一体何なのか、また実際どのような人を想定されておられるのか、こういった点についてももしあればお聞かせ願いたいと思います。

政府委員（清水湛君） お答えいたします。

社外監査役の要件として五年間というような要件でいいかどうかということについては、実は立案の過程ではいろんな議論がございました。五年間ではなくて、もう今まで全く関係のなかった人にすべきではないかという非常に強い議論と、いや、それは現実の問題と

して、この適用会社約八千社あるわけでございますけれども、八千社についてすべて五年間でも厳し過ぎる、せめて三年間ぐらいにしてほしいというような経済界からのまた一方では強い要望があったわけでございます。いろんな議論がされて、絶対五年間でなければならぬという法律的な根拠というのはないわけでございますけれども、諸般の事情を考慮いたしまして、社外監査役として初めての制度を導入するわけでございますから、さしあたって五年間ということで大方の最終的な同意が得られたということになるわけでございます。

そういう前提のもとでどういう人が望ましいかということになるわけでございますが、これはそれぞれの企業がその企業の実情に応じて候補者を選び、それについて株主総会で承認をしていただくということで最終的には決着がつくわけでございますけれども、実際にはこの機会に弁護士さんとかあるいは公認会計士等の専門家、つまり商法で強制されております会計監査人以外の公認会計士ということになるろうかと思えます。そういうような専門家を入れるというようなこと、さらに先ほど申しましたように今度は監査役会という組織ができますのでそういう監査役会の中で有益な意見を他の監査役に対してもいろんな意味で述べることができるような経験豊かな人、こういうような人になってほしいと私もは考えているわけでございます。

具体的にこの法律が施行された後にどのような人が現実選ばれていくかということについて私も実は大変関心を持っているわけございまして、ぜひ適当な時期に実態調査もしてみたいというふうに思っているわけでございます。

峰崎直樹君 新聞報道によると、「社外監査役に元の検事総長」ということで住友商事がもう現在先取りするような形で弁護士の前田宏さん、元検事総長、そういう方もいらっしゃる。前の神谷さんという方もたしかどこかの企業の監査役やっておられました。

さらに心配するのは、そういう中で省庁からの天降りみたいな人たちがどうもふえていくんじゃないかなという、これは法務省の方に意見を求めてもせんないことなのかもしれませんが、私はやはりそういうことであるならば、非常にまずいんじゃないかな。と同時に、メインバンクとなるような銀行からもしこういう人材が出てくるといことになると、株主の立場でもあるかもしれないが、債権者の立場でもある。そうすると、どちらを優先するかなという、やっぱり債権の取り立ての方を優先しちゃうというような、そういう監査にバイアスがかかってくるようなことのないようにぜひこの点は、日本における監査役会制度というものが初めてできる、それを発展させていこうという観点からした場合、ぜひともこのあり方について私どもも注意深く国会の場から監視しなきゃいけないと同時に、法務省の立場からもよろしく願いをしたいなというふうに思うわけでございます。

もう時間がなくなってまいりまして、これはぜひ聞いてみたいなと思っていることなんですが、自社株の取得問題、これも一般質問で私実はなぜ経済対策の一環として入れるんだというようなことをちょっと聞いたわけでございます。

五十五年ぶりにこの自社株取得が解禁されました。日本のいわゆる企業と申しますか、ただでさえ会社が強過ぎる、法人資本主義なんというふうに言われて会社が強過ぎるときに、本当にこの自社株を解禁して一体どうなんだろう、こういう大変心配する点があるんですが、現在どのような審議状況になっているのか、そういった心配をされる点について来年の常会に出されるというような話を聞いておりますので、どのような日程になるのかだけを聞いて私のとりあえずの質問を終わらせていただきたいと思います。

政府委員（清水湛君） 自社株の取得は現在商法で厳しく制限されているわけでございます。今までの改正によって部分的に緩和されてきたという経過はございますけれども、基本的には禁止ということになっております。

この自社株の取得制限につきましては、実はもう毎回商法改正のたびごと、昭和三十年代、四十年代、五十年代のそのたびごとに日本の取得規制は厳し過ぎる、これを緩和すべきであるというような御議論がございました。ただ、法務省といたしましては、この問題は会社法の根幹にかかわる問題である、言うならば出資した資本金を払い戻すという行為に該当するという事で会社の空洞化を招くというような基本的な論点から非常に消極的な態度をとってまいったわけでございます。しかしながら、諸外国の最近における趨勢というものを見ますと、かなり多くの国におきましてこの制限緩和の方向に動くというような経過もございまして、最近非常にこの点について国際的な調和というような観点からもこの規制緩和を求めるといような声が強まってまいりました。

そこで、公式には昨年の四月からでございますけれども、その前から法制審議会の内部におきましてはこの問題の取り扱いについて協議、検討を続けてまいったわけでございます。しかし、現実の問題といたしまして、この保有を緩和することができるかどうか、するとすればどういう理由で

やるのか、あるいは緩和するとすれば一体どこまで緩和するのか、緩和する場合にはどういう規制を加えたらよろしいのか。例えば、取得財源として配当可能利益というような立法例がある国があるわけでございますし、あるいは数量的に発行済み株式総数の十分の一に限定するといようなEC法、ECの統一会社法は大体そういう考え方でございますけれども、そういうようないろんな立法例が出ておるわけでございます。

私どもといたしましては、我が国の株式会社の実態というものに照らしまして、諸外国がそうであるからそうでなければならぬということでもございせんし、現に諸外国の中にも日本と同じように厳しい規制をとっておる国もあるわけでございますので、そういうような実情を踏まえながら問題点を実は整理いたしまして、ことしの二月、緩和するともしないとも、そういうことについて私どもの方針は一切明らかにすることなしに、十三項目にわたる問題点を整理いたしまして関係方面に意見を照会いたしたところでございます。五月じゅうにはほぼ関係団体からの意見が出そろってくると思っておりますので、それを踏まえましてさらにこの調査、審議を続けてまいりたい。具体的には現在法制審議会の場で議論

をいたしておりますので、これを推進してまいりたいというふうに思うわけでございます。

たまたまそういう時期に政府の閣議決定の中で当面の経済政策の中で自社株について検討を促進するというような趣旨のものが入っておりますけれども、私どもは基本的にはそのときどきの経済情勢というような観点からこの問題は議論すべき問題ではなく、会社法の基本問題として会社制度はいかにあるべきかという観点からやはり議論すべき問題だろうというふうに思います。

しかしながら、問題が非常に長い時期にわたって議論されている問題でございますから、論点もある意味においては尽きているという問題もございまして、できるならば次の通常国会までに、どういう中身になるか知りませんが、何とか結論は得たいということ目下努力をいたしておるのが現状でございます。

峰崎直樹君 ありがとうございました。